

会 費 規 則

公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会

施行：2012年4月1日

改訂：2016年6月10日

(目 的)

第1条 この規則は、定款第7条の規定に基づき会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会 費)

第2条 会員は、次の年会費を納入しなければならない。

会 員 (法人) 50万円以上

(個人) 15万円以上

(新入会員の会費の納入)

第3条 新たに入会した会員は、会費を定款6条に定める会長の承認の日から3カ月以内に納入しなければならない。

附 則

本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。